

(別添)

平成20年1月31日国総建第269号  
経営事項審査の事務取扱いについて（通知）  
新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>I (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他の審査項目(社会性等)について(告示第一の四関係) (1) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況について (削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>I (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他の審査項目(社会性等)について(告示第一の四関係) (1) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況について <u>雇用保険は、雇用保険法（昭和49年法律第106号）に基づき労働者が1人でも雇用される事業の事業主が被保険者に関する届出その他の事務を処理しなければならないものであることから、雇用する労働者が被保険者となったことについて、厚生労働大臣に届出を行っていない場合（雇用保険被保険者資格取得届を公共職業安定所の長に提出していない場合をいう。）に、減点して審査するものとする。</u> なお、労働者が1人も雇用されていない場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除くものとする。 <u>健康保険は、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づき被保険者（常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は常時従業員を使用する法人の事業所に使用される者をいう。）を使用する事業主がその使用者の異動、報酬等に關し報告等を行わなければならないものであることから、当該事業所に使用される者が健康保険の被保険者になったことについて、日本年金機構又は各健康保険組合に届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合をいう。）に、減点して審査するものとする。</u></p>

(削る)

イ～二

ホ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況は、審査対象年又は審査基準日以前3年間における取組の状況について、以下の算式によって算出された数値をもって審査するものとする。

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times A + \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times B$$

①～③ (略)

④ CPD単位取得数は、技術者が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位(公益社団法人空気調和・衛生工学会、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人建設コンサルタント協会、一般社団法人交通工学研究会、公益社団法人地盤工学会、公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、一般社団法人全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人家木学会、一般社団法人日本環境アセスメント協会、公益社団法人日本技術士会、公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人日本コンクリート工学会、公益社団法人日本造園学会、

なお、常時使用する従業員が4人以下である個人事業所である場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除外するものとする。

△ 厚生年金保険は、厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）に基づき被保険者（常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は常時従業員を使用する法人の事業所に使用される者をいう。）を使用する事業主がその使用者の異動、報酬等に関し報告等を行わなければならないものであることから、当該事業所に使用される者が厚生年金保険の被保険者になったことについて、日本年金機構に届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合をいう。）に、減点して審査するものとする。

なお、常時使用する従業員が4人以下である個人事業所である場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除外するものとする。

三～ト

チ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況は、審査対象年又は審査基準日以前3年間における取組の状況について、以下の算式によって算出された数値をもって審査するものとする。

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times A + \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times B$$

①～③ (略)

④ CPD単位取得数は、技術者が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位(公益社団法人空気調和・衛生工学会、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人建設コンサルタント協会、一般社団法人交通工学研究会、公益社団法人地盤工学会、公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、一般社団法人全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人家木学会、一般社団法人日本環境アセスメント協会、公益社団法人日本技術士会、公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人日本コンクリート工学会、公益社団法人日本造園学会、

公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人農業農村工学会、一般財団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本建築学会、一般社団法人建築設備技術者協会、一般社団法人電気設備学会、一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者協会(以下「CPD認定団体」という。)によって修得を認定された単位数を、告示別表第二十一の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値(小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。また、30を超える場合は、30とする)をいう。)の合計数とする。

なお、1人の技術者につき2以上のCPD認定団体によって単位の修得が認定されている場合は、いずれか1つのCPD認定団体において修得を認定された単位をもとにCPD単位取得数を算出するものとする。

⑤～⑦ (略)

△・ト (略)

△ 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度（以下「自主宣言制度」という。）の宣言の有無については、審査基準日において、国土交通省が実施する自主宣言制度の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っており、別記様式第7号に掲げる自主宣言制度で宣言した取り組みについて取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約書を提出している場合に、加点して審査する。

なお、上記誓約書を提出しているにもかかわらず、自主宣言制度における取組開始日の到来後、宣言した取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがある。

(2)～(6) (略)

(7) 建設機械の保有状況

イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年

公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人農業農村工学会、一般財団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本建築学会、一般社団法人建築設備技術者協会、一般社団法人電気設備学会、一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者協会(以下「CPD認定団体」という。)によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値(小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。また、30を超える場合は、30とする)をいう。)の合計数とする。

なお、1人の技術者につき2以上のCPD認定団体によって単位の修得が認定されている場合は、いずれか1つのCPD認定団体において修得を認定された単位をもとにCPD単位取得数を算出するものとする。

⑤～⑦ (略)

リ・ヌ (略)  
(新設)

(2)～(6) (略)

(7) 建設機械の保有状況

イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年

法律第185号) 第60条第1項の自動車検査証をいう。以下同じ。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの(以下「ダンプ車」という。)及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車、同項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械をいうものとする。

ロ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、不整地運搬車、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械については労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項に規定する特定自主検査、ダンプ車、アスファルト・フィニッシャについては道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われている場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。

(8) (略)

#### 4 外国建設業者の外国における実績等の審査について

外国建設業者の外国における実績等に係る経営事項審査は、当分の間、次に定めるところにより行うものとする。

(1) (略)

(2) 国土交通大臣の認定について

イ 国土交通大臣が、外国建設業者の申請に基づき、2の(1)に掲げる技術職員と同等以上の潜在的能力を有する者の数、3の(1)のイ及びロの各項目について加入又は導入している場合と同等の場合に該当する項目、3の(2)のイの①に掲げる営業年数のほかに外国において建設業を営んでいた年

法律第185号) 第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの(以下「ダンプ車」という。)並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械をいうものとする。

ロ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械については労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項に規定する特定自主検査、ダンプ車については道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われている場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。

(8) (略)

#### 4 外国建設業者の外国における実績等の審査について

外国建設業者の外国における実績等に係る経営事項審査は、当分の間、次に定めるところにより行うものとする。

(1) (略)

(2) 国土交通大臣の認定について

イ 国土交通大臣が、外国建設業者の申請に基づき、2の(1)に掲げる技術職員と同等以上の潜在的能力を有する者の数、3の(1)のハからホまでの各項目について加入又は導入している場合と同等の場合に該当する項目、3の(2)のイの①に掲げる営業年数のほかに外国において建設業を営んでい

数、3の(5)のイに掲げる措置と同等以上の措置、3の(5)のロに掲げる者と同等以上の潜在的能力を有する者の数並びに3の(6)に掲げる金額と同等の額を認定した場合には、次のロに掲げる場合を除き、これらの認定を受けた数及び額を加えて、又は認定を受けた項目及び措置を含めて審査を行うものとする。なお、これら国土交通大臣が認定を行う項目以外の項目については、3のうち(3)又は(4)に掲げる項目を除き、許可行政庁（経営状況にあっては登録経営状況分析機関）が外国建設業者の外国における実績等を含めて審査することに留意する。

ロ 国土交通大臣が外国建設業者の属する企業集団を、一体として建設業を営んでいるものとして認定した場合には、3のうち(3)又は(4)に掲げる項目を除き、国土交通大臣が外国建設業者の申請に基づき当該建設業者の属する企業集団について認定した数値をもって審査するものとする。

5～5－2 (略)

II～VI (略)

#### 別紙1 経営規模等評価の結果を評点で表す方法

1～3 (略)

#### 4 その他の審査項目（社会性等）の評点

告示第一の四の1の(一)から(三)までに掲げる建設業退職金共済制度加入の有無、退職金一時金制度導入の有無及び法定外労働災害補償制度加入の有無については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の1の(四)から(八)まで及び告示第一の四の2から8までに掲げる若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況、知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況、建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の有無、建設業の営業継続の状況、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況、研究開発の状況、建設機械の保有状況又は国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、告示の別表第六から別表第二十までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ～ヨの表に掲げる点数を与え、さらに、これら

た年数、3の(5)のイに掲げる措置と同等以上の措置、3の(5)のロに掲げる者と同等以上の潜在的能力を有する者の数並びに3の(6)に掲げる金額と同等の額を認定した場合には、次のロに掲げる場合を除き、これらの認定を受けた数及び額を加えて、又は認定を受けた項目及び措置を含めて審査を行うものとする。なお、これら国土交通大臣が認定を行う項目以外の項目については、3のうち(1)のイ若しくはロ、(3)又は(4)に掲げる項目を除き、許可行政庁（経営状況にあっては登録経営状況分析機関）が外国建設業者の外国における実績等を含めて審査することに留意する。

ロ 国土交通大臣が外国建設業者の属する企業集団を、一体として建設業を営んでいるものとして認定した場合には、3のうち(1)のイ若しくはロ、(3)又は(4)に掲げる項目を除き、国土交通大臣が外国建設業者の申請に基づき当該建設業者の属する企業集団について認定した数値をもって審査するものとする。

5～5－2 (略)

II～VI (略)

#### 別紙1 経営規模等評価の結果を評点で表す方法

1～3 (略)

#### 4 その他の審査項目（社会性等）の評点

告示第一の四の1の(一)から(六)までに掲げる雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無、厚生年金保険加入の有無、建設業退職金共済制度加入の有無、退職金一時金制度導入の有無及び法定外労働災害補償制度加入の有無については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の1の(七)から(十)まで及び告示第一の四の2から10までに掲げる若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況、知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況、建設業の営業継続の状況、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況、研究開発の状況、建設機械の保有状況又は国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、告示の別表第六から別表第十九までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ～カの表に掲げる点数

の点数の合計点数（タの算式において「告示の付録第二による点数並びにイ～ヨの点数の合計点数」という。）に応じて、タの算式によって算出されるその他の審査項目（社会性等）の評点を与える。

イ～ニ（略）

ホ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

（告示の別表第十関係）

区分	(1)	(2)	(3)
点数	10	5	0

△ 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無の点数  
（告示の別表第十一関係）

区分	(1)	(2)
点数	5	0

上 営業年数の点数

（告示の別表第十二関係）

（表 略）

チ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数

（告示の別表第十三関係）

（表 略）

リ 防災協定締結の有無の点数

（告示の別表第十四関係）

（表 略）

ヌ 法令順守の状況の点数

（告示の別表第十五関係）

（表 略）

ル 監査の受審状況の点数

（告示の別表第十六関係）

を与え、さらに、これらの点数の合計点数（ヨの算式において「告示の付録第二による点数並びにイ～カの点数の合計点数」という。）に応じて、ヨの算式によって算出されるその他の審査項目（社会性等）の評点を与える。

イ～ニ（略）

ホ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数

（告示の別表第十関係）

区分	(1)	(2)	(3)
点数	15	10	0

（新設）

△ 営業年数の点数

（告示の別表第十一関係）

（表 略）

上 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数

（告示の別表第十二関係）

（表 略）

チ 防災協定締結の有無の点数

（告示の別表第十三関係）

（表 略）

リ 法令順守の状況の点数

（告示の別表第十四関係）

（表 略）

ヌ 監査の受審状況の点数

（告示の別表第十五関係）

(表 略)

ヨ 公認会計士数等の数の点数

(告示の別表第十七関係)

(表 略)

ワ 研究開発の状況の点数

(告示の別表第十八関係)

(表 略)

カ 建設機械の保有状況の点数

(告示の別表第十九関係)

(表 略)

ミ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数

(告示の別表第二十関係)

(表 略)

タ その他の審査項目（社会性等）の評点

その他の審査項目（社会性等）の評点=告示の付録第二による点数並びにイ～ヨの点数の合計点数× $10 \times 175 / 200$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（削る）

5 (略)

別紙2 認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業

技術職員数値の算出における、レベル4技能者又はレベル3技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類のいずれかに計上するものと

(表 略)

ル 公認会計士数等の数の点数

(告示の別表第十六関係)

(表 略)

ワ 研究開発の状況の点数

(告示の別表第十七関係)

(表 略)

カ 建設機械の保有状況の点数

(告示の別表第十八関係)

(表 略)

ミ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数

(告示の別表第十九関係)

(表 略)

タ その他の審査項目（社会性等）の評点

その他の審査項目（社会性等）の評点=告示の付録第二による点数並びにイ～カの点数の合計点数× $10 \times 175 / 200$

注1 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

注2 令和5年8月13日以前の審査基準日におけるその他の審査項目（社会性等）の評点については、以下の算式により求めることとする。

その他の審査項目（社会性等）の評点=告示の付録第二による点数並びにイ～カの点数の合計点数× $10 \times 190 / 200$

5 (略)

別紙2 認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業

技術職員数値の算出における、レベル4技能者又はレベル3技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類のいずれかに計上するものと

する。

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力	とび・土工、塗装

する。

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力	とび・土工、塗装

評価基準	
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工、建築
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
ALC 技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
ウレタン断熱技能者能力評価基準	熱絶縁
発破・破碎技能者能力評価基準	とび・土工
建築測量技能者能力評価基準	大工
圧入技能者能力評価基準	とび・土工
さく井技能者能力評価基準	さく井
解体技能者能力評価基準	解体
計装工事技能者能力評価基準	電気、管、機械器具設置、電気通信
土質改良技能者能力評価基準	とび・土工、土木
潜函技能者能力評価基準	とび・土工
住宅建築関連技能者能力評価基準	大工、建築
石材施工技能者能力評価基準	石
斜面防災技能者能力評価基準	とび・土工、さく井
道路等法面保護工事技能者能力評価基準	とび・土工
都市トンネル技能者能力評価基準	土木、とび・土工

別紙 3 (略)

別記

様式第 1 号～様式第 5 号 (略)

様式第 6 号

(略)

記載要領

評価基準	
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
ALC 技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木

別紙 3 (略)

別記

様式第 1 号～様式第 5 号 (略)

様式第 6 号

(略)

記載要領

(略)

4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(七)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。

なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。

(略)

様式第7号

(略)

4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。

なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。

(略)

(新設)

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」において、令和 年 月 日  
付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行う/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

地方整備局長

北海道開発局長

知事 殿

年 月 日

住所

商号又は氏名

代表者氏名

申請区分  (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項目	日付
審査基準日	年 月 日
取組開始日	年 月 日

記載要領

- 1 「(行う/行っている)」については、不要のものを消すこと。
- 2 「地方整備局長  
北海道開発局長」については、不要のものを消すこと。  
知事】
- 3 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する英字を記入すること。
- 4 「A. 取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。なお、取組開始日の到来後、当該自主宣言の取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 5 「B. 取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。なお、当該自主宣言の取り組みを行っていないにもかかわらず本誓約書を提出した場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 6 表には、受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日を記入すること。